

補助金を使って、 外国人観光客の受け入れ環境を整えませんか？

【補助金上限額】

10

万円

※補助対象経費(税抜)の2分の1



◎補助対象者

宮崎市内の事業所等で「飲食施設」の事業を営む企業又は個人事業主

◎募集締め切り

令和7年9月30日(火)まで

※申請は同一年度で1事業者につき1回限り、予算に達し次第終了

先着順
(予算に達するまで)

◎補助対象事業

事業内容	事業詳細
多言語化対応	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称、種別及び営業案内を表示する看板等の設置 外国語の食事メニューの作成及び配備 施設をPRするための外国語パンフレットの制作及び配布 施設をPRするためのホームページの制作 外国人向けの紹介(予約)サイトへの登録 多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置 多言語音声翻訳ソフト・アプリの導入 指差し会話ツールの制作
キャッシュレス決済の導入	キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等)サービス端末の購入及び設置

◎補助対象経費

補助金の交付決定を受けた日から実施して、事業が完了する日(令和8年2月28日)までを対象とし、期間内に納品及び支払いまで完了する必要があります。

(補助の対象となる経費)

- 国、県、市等で交付を受けた対象経費
- 人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得、施設の保守管理費、水道光熱費、家賃(保証金・共益費・地代を含む)、リース代、保険料、交際費(飲食・接待)、公租公課、その他本補助金の目的と整合性がない経費 等

【お問合せ先】



〒880-0811

宮崎市錦町1番10号 KITEN 3F

TEL 0985-20-8658

FAX 0985-28-3614 観光誘致課：野添

補助金の詳細は「募集要領」をご確認ください。
ホームページに掲載しております。



宮崎市観光協会



(ホームページQRコード)